

第5次
古平町社会教育中期計画
(令和5年度～令和9年度)



古平町教育委員会

目次

第1章 計画策定の考え方.....	1
第1節 策定の主旨.....	1
第2節 計画の目的.....	1
第3節 計画の期間.....	1
第4節 計画の構成.....	1
第2章 計画の領域と方針.....	2
第1節 計画の領域.....	2
第2節 領域ごとの方針.....	2
(1)家庭教育.....	2
(2)青少年教育.....	2
(3)成人高齢者教育.....	3
(4)芸術文化振興.....	4
(5)図書館活動.....	4
(6)スポーツ振興.....	5
資料編.....	7

第1章 計画策定の考え方

第1節 策定の主旨

古平町では、これまで4期にわたり古平町社会教育中期計画を策定し、本町の社会教育を推進してきました。

現在、人口減少及び高齢化は地域の重要な課題であり、急速な技術革新及び、グローバル化の進展は町民の生活環境に影響を与えています。

これらの社会の変化に対応し、地域の課題解決を図るためには、町民一人ひとりが主体的に学習し、その成果を生かして活躍できる環境整備が重要です。また、地域と学校が協働し、地域全体で次世代を担う子どもたちの成長を支えることが求められています。

「第5期古平町社会教育中期計画」は、これらの状況を踏まえて、今後の本町における社会教育を推進するために策定するものです。

第2節 計画の目的

本計画は、教育基本法第12条において「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」と定義されている社会教育について、社会教育法第3条に規定される地方公共団体の任務を遂行するために、「古平町民憲章（昭和54年9月制定）」「古平町総合指針（令和3年3月制定）」「古平町教育大綱（令和3年3月制定）」「古平町教育目標（平成11年8月制定）」「みんなのスポーツ町（タウン）宣言（昭和63年9月制定）」などの関連指針等との整合性を図りながら、よりよい生涯学習の実践の支援と社会教育を推進するものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

第4節 計画の構成

本計画は、第1章、第2章及び資料編から構成されています。

第1章の「計画策定の考え方」では、本計画の主旨や目的、計画の期間を明らかにしています。

第2章の「計画の領域と領域ごとの方針」では、6つの領域とそれぞれの領域の現状、課題、施策、評価指標を記しています。

資料編では、計画策定に係る資料を掲載しています。

第2章 計画の領域と方針

第1節 計画の領域

本計画は、生涯学習社会の実現を図るため、今後5年間において町民一人ひとりが学習課題を意識し活動できるような社会教育行政の推進目標を設定します。

また、常に変化し続ける社会情勢や個人の多様なニーズへ柔軟に対応できるよう、以下の6つの領域ごとに重点を定め、それぞれ、現状、課題、施策、評価指標を設定します。

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| (1)家庭教育 | (2)青少年教育 | (3)成人高齢者教育 |
| (4)芸術文化振興 | (5)図書館活動 | (6)スポーツ振興 |

第2節 領域ごとの方針

(1)家庭教育

i 現状

- ①社会状況や家庭環境の変化等により、家庭教育に関する課題が多様化しています。
- ②子育て中の世帯は、子育て、仕事や家事等に時間を割かれ、親子で共に過ごす時間を十分に確保できないことが多い状況です。

ii 課題

- ①保護者に対する学習機会や情報を提供する必要があります。
- ②親子が一緒に1つのことに取り組むきっかけづくりが求められています。

iii 施策

- ①保護者に対する学習機会の提供や情報提供を行います。
- ②親子がともに何かに取り組むきっかけづくりに努めます。

iv 評価指標

- ①学習機会や情報提供の実績
- ②親子がともに過ごすきっかけづくりの実績

(2)青少年教育

i 現状

- ①青少年の生活体験や自然体験の減少による、主体性や社会性の未発達やコミュニケーション不足による人間関係の希薄化が進んでいます。
- ②古平町を職場として選ばない子どもが多い状況です。
- ③情報通信技術の発展により、ゲームやインターネット等に触れる機会が増えています。

ii 課題

- ①次代を担う青少年が多様な多世代交流や体験活動ができる環境づくりが必要です。
- ②地域全体で子どもを育てることにより、子どもの地元への愛着を育み、魅力を感じてもらえることができる環境づくりが求められています。
- ③子どもがICTを正しく取り扱う力を身に付けることが大切です。

iii 施策

- ①青少年が主体性やたくましく生きる力を身に付けるために、様々な世代の人々と積極的に関わる体験活動等の充実に努めます。
- ②地域全体で子どもを育てる環境の整備に努めます。
- ③情報通信技術との付き合い方についての情報提供に努めます。

iv 評価指標

- ①体験活動の実施実績
- ②地域全体で子どもを育てる環境の整備実績
- ③情報提供の実績

(3)成人高齢者教育

i 現状

- ①人口減少・少子高齢化により地域の活力が衰退することが予想されます。
- ②医療の進歩等により平均寿命の伸長が予想されることから、生涯にわたり活躍するために、社会人の学び直しが重要です。

ii 課題

- ①住民が活躍し、多くの世代と交流することで地域づくりを図ることが求められています。

- ②年齢等に関係なく、誰もが生涯にわたり学び続けることができる環境が必要です。

iii 施策

- ①住民の社会参加の促進と多世代交流による、地域づくりを支援します。
- ②誰もが生涯にわたり学び続けることができる環境整備に努めます。

iv 評価指標

- ①社会参加の促進及び地域づくりの支援実績
- ②学び続ける環境整備の実績

(4)芸術文化振興

i 現状

- ①豊かな人間性や創造性を育む芸術文化に触れる機会の少ない住民が多い状況です。
- ②人口減少及び高齢化の進展により、芸術文化団体の会員数が減少しています。

ii 課題

- ①住民が芸術文化に親しみ、理解を深めることで、住民の芸術文化に対する意識を高揚させることが大切です。
- ②芸術文化団体の活動が活発になるよう支援するとともに、活動に関わる住民を増やすことが求められています。

iii 施策

- ①芸術鑑賞の機会の提供に努めます。
- ②芸術文化団体の活動支援及び魅力を発信する発表機会の充実に努めます。

iv 評価指標

- ①芸術鑑賞の機会の提供実績
- ②文化団体連絡協議会加盟団体数及び会員数並びに発表機会実績

(5)図書館活動

i 現状

- ①図書館の人口あたりの利用者数が他市町村に比べ少ない状況です。

②図書館の利用者が固定されています。

ii 課題

①普段図書館に来ない方に対する PR が必要です。

②よく利用される方に対し、これからも継続的に利用いただくことが重要です。

iii 施策

①図書館の蔵書の充実及び図書館利用のきっかけづくりを行います。

②利用者のニーズを把握し、そのニーズに応じていくよう努めます。

iv 評価指標

①図書館の蔵書及び利用者数並びに図書館事業実績

②利用者ニーズの把握や分析の実績

(6)スポーツ振興

i 現状

①心身の健康増進やスポーツに日常的に取り組む住民が少ない状況です。

②人口減少、高齢化の進展によりスポーツ団体の会員数が減少しています。

③屋外での活動が制限されやすい冬季が長期にわたります。

④体育施設が老朽化しています。

ii 課題

①生涯を通じてスポーツを生活の一部に取り入れることができる環境づくりが求められています。

②スポーツ団体の活動が活発になるような支援が求められています。

③冬季間でもスポーツに親しむきっかけづくりが必要です。

④町民が安心してスポーツに親しむことができるよう、体育施設の維持管理が必要です。

iii 施策

①日常的にスポーツに取り組むことができる環境の整備を図ります。

②スポーツ団体の活動を支援します。

③冬季間のスポーツの機会提供に努めます。

④体育施設の適切な維持管理に努めます。

iv 評価指標

- ①スポーツ関連事業及び情報提供実績
- ②体育連盟の加盟団体数及び会員数及び支援実績
- ③冬季間のスポーツの機会提供実績
- ④体育施設の維持管理実績

資料編

i. 古平町民憲章（昭和54年9月4日制定）

わたしたちは鯨で拓かれた古平の町民です

先人のたくましい精神と

あたたかい人情を受け継ぎ

青い海に生きる力を養い

緑の山に豊かな生活を築き

住みよいまちをつくるために

この憲章を定めます

- 一 心と体を鍛え元気で働きましょう
- 一 互いにあいさつをかわし助け合いましょう
- 一 きまりを守りよい習慣を育てましょう
- 一 自然を愛し美しい町にしましょう
- 一 ふるさとの歩みを大切にし文化を高めましょう

ii. 古平町総合指針（令和3年3月制定）

(1)安全・快適に暮らせるまち

(2)いきいき健やかに暮らせるまち

(3)人を育み人を活かすまち

(4)産業で活気あふれるまち

(5)変化に負けない足腰の強いまち

iii. 古平町教育大綱（令和3年3月制定）

◆新たな社会を生きる力をはぐくむ

(1)子どもたちに生きる力の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスのとれた人づくりを目指します。

(2)特別な支援を必要とする子どもたちに適切な教育を行う体制を整備します。

(3)様々な体験活動を通して地域社会に関わる態度や郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育の充実に努めます。

(4)Society5.0時代の到来を見据え、情報モラルを含めた情報活用能力を育みます。

◆子どもの学びの環境を整える

- (1)子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、不登校への支援に努めます。
- (2)コミュニティ・スクールの充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現に努め、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む体制を推進します。
- (3)「早寝・早起き・朝ごはん」運動などの望ましい生活習慣づくりの普及啓発、学びの教育相談窓口の設置など、家庭教育を支援する学習機会や情報提供に努めます。
- (4)教職員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、学校における働き方改革を推進します。

◆生涯を通じて学び続ける人を育む

- (1)子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて学び、その成果を活かす「学び」と「活動」を循環させる体制の整備に努めます。
- (2)ニュースポーツの普及・啓発、スポーツ団体等の活動支援などを進め、ライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図ってまいります。
- (3)文化団体等の活動を支援し、多くの町民が芸術文化に触れる機会を提供するとともに、郷土の伝統芸能の伝承などを進めてまいります。
- (4)効率的・計画的な施設運営、指導者の養成を図り、生涯学習、スポーツ活動、読書活動などを推進するための施設の整備充実に努めてまいります。

iv. 古平町教育目標（平成11年7月21日制定）

青い海・緑の山にかこまれ、先人のたくましい精神と人情を受けつぎはぐくまれた私たち町民は『自然と人間の調和』を求めて、明るく豊かな町づくりを目指します。

町民一人ひとりが社会人として責任の重さを自覚し、生涯学び続け、実践するたくましい人になるためこの教育目標を設定します。

- 1 希望を掲げ 自ら学び続ける人に
- 2 個性を伸ばし 文化を創造する人に
- 3 スポーツに親しみ たくましく生きる人に
- 4 郷土を愛し 社会のためにつくす人に

v. 「みんなのスポーツ町(タウン)」宣言 (昭和63年9月26日制定)
わたしたち古平町民は、スポーツを通してゆたかな心とたくましい体をつくり、健康で明るいまちを築くため、ここに「みんなのスポーツ町」を宣言します。